大阪府指定出資法人評価等審議会(第17回)

■と き 令和元年9月26日(木曜日)10:00~11:30

■と こ ろ 大阪赤十字会館 4階 402会議室

■出席者上林 憲雄(神戸大学経営学域長・大学院経営学研究科長・経営学部長・教授)

久 保 明代(株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長)

坂 本 守 孝 (坂本会計事務所 公認会計士)

砂 留 洋子 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント)

八木 正雄(かけはし総合法律事務所 弁護士)

山 本 彰 子(山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士)

■議 事 大阪府指定出資法人の役員報酬制度について

■ 大阪府指定出資法人の役員報酬制度について

資料1~3に基づき、役員報酬制度の点検・評価方法等について、事務局より説明

1. 指定出資法人の役員報酬制度の経過等について

※委員からの質疑は特になし

2. 点検・評価方法について

委 員:前回の再点検時からの変化を点検・評価するとのことだが、報酬基準自体の見直しは行わない のか。

事務局:8月1日開催の審議会において、前回と同じ視点で再点検することとし、前回までの評価を基準に、その後の変化について点検・評価いただくことを確認させていただいた。過去の評価は絶対的な基準ではないが、これまでの再点検の経緯も踏まえ、今回、再点検いただきたい。

委 員:法人の役員から直接意見を聞く機会はないのか。

事務局: 平成 22 年度に現在の評価の視点で報酬基準を設定した際には、法人からのヒアリング等を実施しているが、今回は法人ヒアリングの予定はない。法人の状況については調査票に変化点も含めて分かりやすく記載するよう法人に依頼している。

3. 現報酬基準の水準の適否について

委員: 非常勤の役員の報酬基準は点検するのか。

事務局:非常勤は対象外である。今回の点検は常勤の役員ポストが対象となる。

委員: 非常勤役員は点検の対象外ということだが、民間企業では一般的に非常勤の顧問や相談役等の 役員を減らしていくという流れになっている。非常勤役員もチェックすることは今後の検討課 題ではないか。

事務局:非常勤役員については報酬基準を設けていないが、法人から役員に支払われた報酬額は常勤・ 非常勤に関わらず法人の HP で公表しており、外部からチェックできるようになっている。

委 員:評価点数1点につき報酬基準額を50万円ずつの差としているのはどのような考え方からか。

事務局:過去に報酬基準を設定した際、府の再任用職員の給与水準や他都道府県の調査結果等を参考に 設定するのが妥当との考え方のもと、報酬基準のレンジを決定し、各法人の評価点数で刻んだ 結果だと思われる。詳細は過去の資料を確認したうえで次回の審議会で回答する。

委 員: 将来的に定年延長が実施された場合などには、現在の水準の妥当性を検討していく必要が出て

くると思うが、現時点ではこれまで通りの水準で良いのではないか。

各委員: 異議なし。

4. 法人のトップとその他役員の格差について

委員:法人の代表者とその他の役員との格差について、20%、10%、5%の差となっているのは、 それぞれどのような考え方によるものか。

事務局:現在の審議会の前身である専門家会議において検討されたもの。詳細な検討内容については確認して回答する。

委 員:代表権の有無により報酬額に差がつくことに違和感がある。民間、特に非上場企業では、代表権を有する者は、法人が融資を受ける際に連帯保証人となるなど、役員個人が法人の破産リスクを負う場合があるため、報酬額に違いをつけることは理解ができる。しかし、指定出資法人の役員ではそうしたリスクを負うことがない。代表権を有するだけで報酬額に差をつける必要があるのか。

事務局:代表権を持つことによる職責を加味して現在の報酬の差を設定している。仮に代表権の有無で 差を設けないのであれば、新たな基準を設定することになる。

委員:役員であれば、代表権の有無に関わらず法人全体を見ることが責務。特定の業務について担当 しているなど、他の役員と比べ明確な職責の差があるのであれば報酬額に差がつくのも理解で きる。

事務局:代表権を有する等に加え、他の役員と比べ職責に明確な差がある場合に適用するなど、より丁 寧に記載することで対応するのはどうか。

委員: そういった記載なら理解できる。

事務局:承知した。次回の審議会で修正案をお示しする。

委員:法人のトップとその他の役員の格差については、現行どおりで問題ないのではないか。

各委員: 異議なし。

5. 公募により就任した役員の報酬のあり方について

委員:報酬基準額を民間出身者に適用しない場合、公募の結果、民間出身者が就任した場合の報酬額が大幅に増加するということはないか。府として報酬額の上限をコントロールする必要があると思うが、その場合は新たな基準を設ける必要が出てくる。

事務局:役員の公募は府と協議を行っており、その際、募集要項についても確認することになる。その ため、報酬額については事前にチェックを行うことが可能。

委員:報酬額に差をつけると府OBのモチベーションが下がるのではないか。

事務局:民間出身者について必ず差を設けることを義務付けるものではなく、法人の判断で差を設けることを検討可能とするもの。

委 員:民間から役員を募集する必要があるのか。

事務局: 今年度は人的関与についても審議いただいたところであるが、公募ポストについては、これまでの人的関与の点検の結果、府の関与が必要ではないと判断されているポストである。そのため、どのように役員を募集するかは法人が決めることとなる。一方、府 OB については退職後に高額な報酬を受けていると府民から誤解を受けることが無いよう、公募で就任した場合でも、

職責に応じた報酬額を設定することが必要であると考えている。

委員:民間から人材が来ない理由は、単に民間と比べ報酬額が低いからというだけではなく、業務内容が分からないからではないか。府 OB が役員に就任すれば、府との関係もあり業務内容も理解しやすいが、外部からだと、関係性の構築や業務の把握が必要となり、業務量に差が出るため、報酬額に差が生じることにも一定の妥当性があるのではないか。

委 員:報酬額と応募状況との関連性について検証が必要という意見である。今後、検証をすすめてい くということで良いか。

各委員: 異議なし。

6. 報酬基準の適用時期について

委員:令和2年度より報酬基準を改正することで問題ないのではないか。

各委員: 異議なし。